

一管区水路通報第 3 2 号

令和 8 年 8 月 2 1 日		第一管区海上保安本部
=====		
第 5 0 3 項	北海道南岸	恵山岬南方～襟裳岬南西方・・・海洋調査
第 5 0 4 項	北海道南岸	三石漁港・・・・・・・・・・防波堤等点検作業
第 5 0 5 項	北海道南岸	様似港・・・・・・・・・・防波堤等点検作業
第 5 0 6 項	北海道南岸	襟裳岬北北東方・・・・・・・・防波堤等点検作業
第 5 0 7 項	北海道南岸	釧路港・・・・・・・・・・航泊禁止等
第 5 0 8 項	北海道南岸	釧路港南東方・・・・・・・・海洋調査
第 5 0 9 項	北海道東方	択捉島南東方・・・・・・・・ロケット射撃訓練
第 5 1 0 項	北海道東方	択捉島南東方・・・・・・・・ミサイル射撃訓練終了
第 5 1 1 項	北海道西岸	野寒布岬西方～雄冬岬西方・・・海洋調査
第 5 1 2 項	北海道西岸	利尻島・・・・・・・・・・魚礁設置作業
第 5 1 3 項	北海道西岸	松前小島・・・・・・・・・・灯台光達距離変更（予告）
第 5 1 4 項	本州東岸	尻屋埼東方・・・・・・・・・・射撃訓練
第 5 1 5 項	本州北西岸	龍飛埼西南西方・・・・・・・・射撃訓練
=====		

=====

一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係
〒047-8560 小樽市港町 5 番 2 号 小樽地方合同庁舎(5階)
TEL (0134) 27-0118(内線2515) FAX (0134) 27-6190

=====

- 船舶交通安全のための情報提供について
海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種 類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則として毎週1回又は随時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種 類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

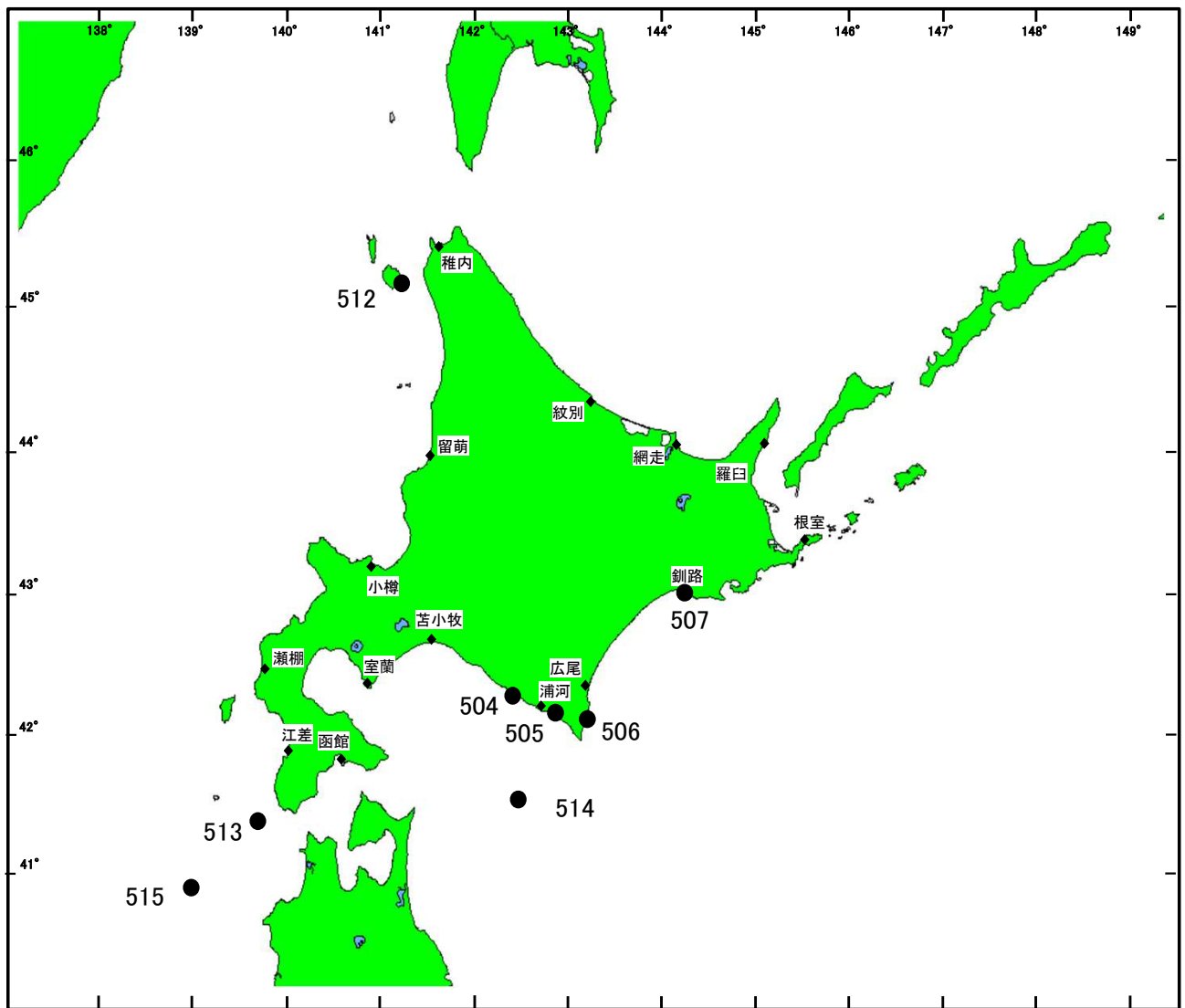
※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

注 意

水路通報及び航行警報は、専ら航海の安全に必要な情報を提供するものであり、各国が発布した諸法規及び宣言等を承認するものではありません。

索引図



※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。

●印で表現できない広範囲に及ぶ503、508～511項については各項を参照ください。

8年503項 北海道南岸 — 恵山岬南方～襟裳岬南西方 海洋調査

下記区域で、調査船「金星丸(151t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和8年8月27日～9月4日

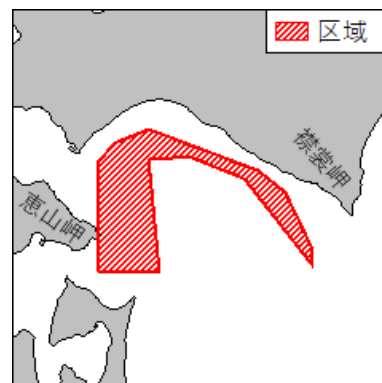
区 域 下記12地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 41-35.0N 141-10.0E
- (2) 42-15.0N 141-10.0E
- (3) 42-22.0N 141-18.0E
- (4) 42-27.0N 141-34.8E
- (5) 42-12.0N 142-28.4E
- (6) 42-04.0N 142-41.9E
- (7) 41-43.5N 142-55.0E
- (8) 41-37.5N 142-55.0E
- (9) 42-09.0N 142-21.7E
- (10) 42-17.0N 141-54.9E
- (11) 42-16.0N 141-34.8E
- (12) 41-35.0N 141-40.0E

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W43

出 所 函館水産試験場



8年504項 北海道南岸 — 三石漁港 防波堤等点検作業

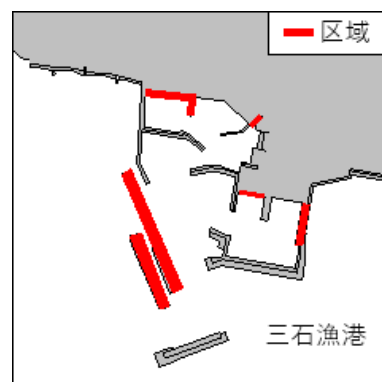
図に示す区域で、作業船及び潜水士による岸壁及び防波堤等の点検作業が実施される。

期 間 令和8年8月24日～9月30日 日出～日没

備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W30(三石漁港)

出 所 室蘭海上保安部



8年505項 北海道南岸 — 様似港 防波堤等点検作業

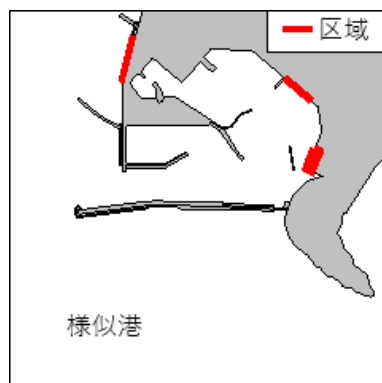
図に示す区域で、作業船及び潜水士による岸壁及び防波堤等の点検作業が実施される。

期 間 令和8年8月24日～9月30日 日出～日没

備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W30(様似港)

出 所 室蘭海上保安部



8年506項 北海道南岸 — 襟裳岬北北東方、庶野漁港 防波堤等点検作業

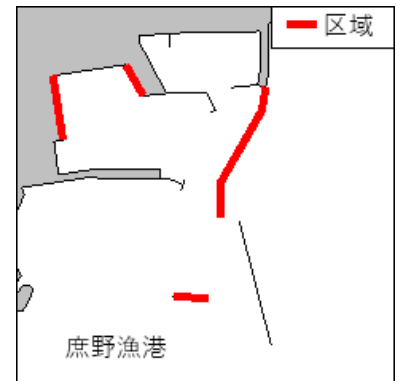
図に示す区域で、作業船及び潜水土による岸壁及び防波堤の点検作業が実施される。

期 間 令和8年8月24日～9月30日 日出～日没

備 考 潜水作業中、国際信号旗「A」旗掲揚

海 図 W1031

出 所 室蘭海上保安部



8年507項 北海道南岸 — 釧路港、東区、第1区～第3区及び外港 航泊禁止等

下記区域で、花火の打上げに伴い、一般船舶の航泊、航行及び錨泊が禁止される。

期 間 令和8年9月12日（予備日 13日）

区 域 1 航泊禁止区域 1910～1940

下記地点を中心とする半径700mの円内

(1) 42-58-44.0N 144-21-32.7E

2 航行及び錨泊禁止区域 1800～2130

下記(2)及び(3)並びに(4)及び(5)を結ぶ線及び
海岸線により囲まれる区域

(2) 42-58-50.9N 144-22-12.2E (岸線上)

(3) 42-58-42.5N 144-22-19.2E (岸線上)

(4) 42-58-52.2N 144-22-32.8E (岸線上)

(5) 42-58-47.4N 144-22-36.1E (岸線上)

3 航泊禁止区域 1500～2130

下記(6)及び(7)並びに上記(4)及び(5)を結ぶ線及び
海岸線により囲まれる区域

(6) 42-58-53.3N 144-22-54.8E (岸線上)

(7) 42-58-49.4N 144-22-56.5E (岸線上)

4 航行及び錨泊禁止区域 1500～2130

下記(8)及び(9)並びに上記(6)及び(7)を結ぶ線及び
海岸線により囲まれる区域

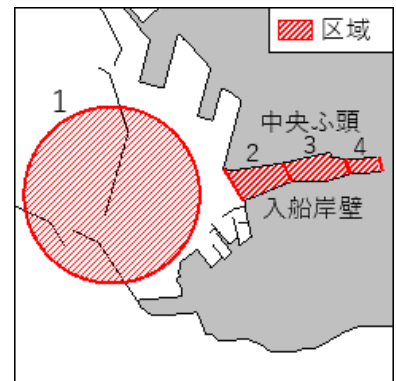
(8) 42-58-53.7N 144-23-06.6E (岸線上)

(9) 42-58-50.1N 144-23-07.9E (岸線上)

備 考 港長が許可した船舶は除く
区域1に灯付浮標2基設置
上記(2)～(5)の位置に黄色灯設置
警戒船5隻配備

海 図 W31

出 所 釧路港長



8年508項 北海道南岸 — 釧路港南東方 海洋調査

下記区域で、調査船「新青丸(1,635t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和8年9月13日～23日

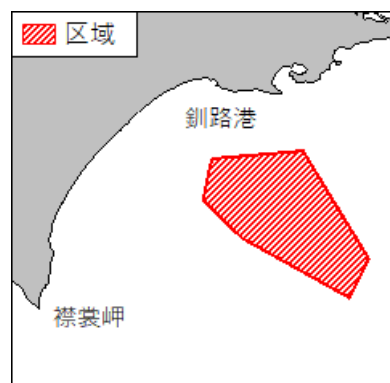
区 域 下記6地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 42-37.8N 144-20.4E
- (2) 42-40.0N 144-55.0E
- (3) 42-09.8N 145-20.0E
- (4) 41-58.7N 145-12.8E
- (5) 42-15.5N 144-32.0E
- (6) 42-26.1N 144-17.1E

備 考 停船して観測機器を垂下する

海 図 W1032

出 所 海洋研究開発機構



8年509項 北海道東方 — 択捉島南東方 ロケット射撃訓練

下記区域で、ロケット射撃訓練が実施されている。

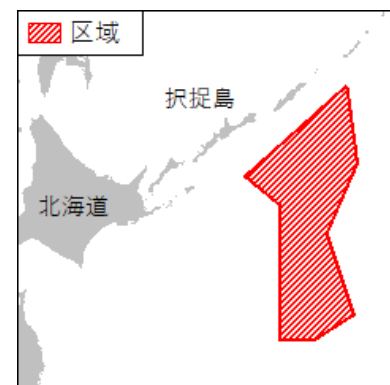
期 間 令和8年8月22日まで 0700～1700

区 域 下記8地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 46-09.6N 151-49.5E
- (2) 44-24.0N 152-10.0E
- (3) 42-45.6N 151-10.6E
- (4) 40-48.0N 152-02.7E
- (5) 40-10.0N 150-45.0E
- (6) 40-10.0N 149-40.0E
- (7) 43-25.0N 149-40.0E
- (8) 44-05.7N 148-32.2E

海 図 W3-W1006-W1020

出 所 日本航行警報 2026年3201



8年510項 北海道東方 — 択捉島南東方 ミサイル射撃訓練終了

水路通報8年31号492項削除

下記区域のミサイル射撃訓練は終了した。

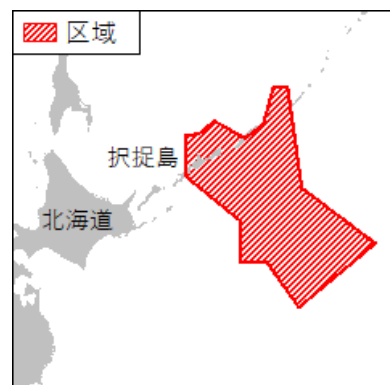
期 間 令和8年8月16日～22日 2300～翌日1900

区 域 下記14地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 47-16.3N 151-00.0E
- (2) 47-16.3N 151-35.0E
- (3) 44-24.0N 152-10.0E
- (4) 42-45.6N 155-10.6E
- (5) 40-48.0N 152-02.7E
- (6) 42-10.0N 150-45.0E
- (7) 42-10.0N 149-40.0E
- (8) 43-25.0N 149-40.0E
- (9) 44-45.0N 147-24.0E
- (10) 45-56.0N 147-26.0E
- (11) 45-58.0N 147-56.0E
- (12) 46-20.0N 148-35.0E
- (13) 45-51.0N 149-50.0E
- (14) 46-14.0N 150-34.5E

海 図 W3-W1006-W1020

出 所 日本航行警報 2026年3249



8年511項 北海道西岸 — 野寒布岬西方～雄冬岬西方 海洋調査

下記区域で、調査船「北洋丸(266t)」による海洋調査が実施される。

期 間 令和8年9月1日～13日

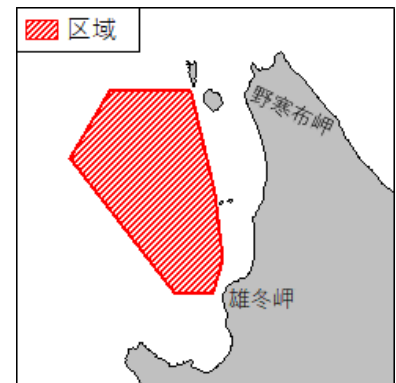
区 域 下記7地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 45-15.0N 141-00.0E
- (2) 44-30.0N 141-15.0E
- (3) 44-00.0N 141-20.0E
- (4) 43-45.0N 141-14.0E
- (5) 43-45.0N 140-50.0E
- (6) 44-45.0N 139-45.0E
- (7) 45-15.0N 140-10.0E

備 考 停船して観測機器を垂下する
曳網作業を伴う

海 図 W 4 1

出 所 稚内水産試験場



8年512項 北海道西岸 — 利尻島、鬼脇港北東方 魚礁設置作業

下記区域で、作業船による魚礁設置作業が実施される。

期 間 令和8年9月1日～令和9年3月20日（予備日を含む）（日出～日没）

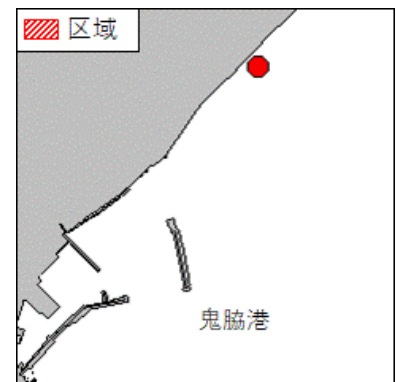
区 域 下記地点付近

45-08.6N 141-19.3E

備 考 囲い礁（高さ0.9m、50基）を設置

海 図 W 2 1

出 所 稚内海上保安部



8年513項 北海道西岸 — 松前小島 灯台光達距離変更（予告）

水路通報8年25号397項関連

下記灯台は、修繕工事に伴い光達距離が変更される。

変更予定日 令和8年8月25日

灯台名称 小島港北防波堤灯台

位 置 41-21.7N 139-49.0E

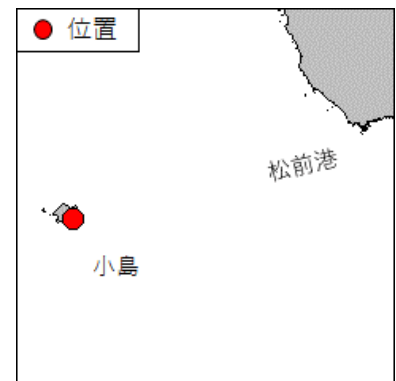
光達距離 (変更前)3.0海里

(変更後)3.5海里

海 図 W 1 0

参照書誌 411 0643. 2番

出 所 第一管区海上保安本部



8年514項 本州東岸 — 尻屋埼東方 射撃訓練

下記区域で、航空機による水上射撃訓練が実施される。

期 間 令和8年9月14日、15日（予備日 16日～18日） 0800～1900

区 域 41-20-10N 142-29-47E
を中心とする半径15海里の円内

海 図 W43

出 所 防衛省防衛政策局



8年515項 本州北西岸 — 龍飛埼西南西方 射撃訓練

下記区域で、航空機による水上射撃訓練が実施される。

期 間 令和8年9月14日、15日（予備日 16日～18日） 0800～1900

区 域 40-55-09N 139-04-48E
を中心とする半径10海里の円内

海 図 W43

出 所 防衛省防衛政策局

